

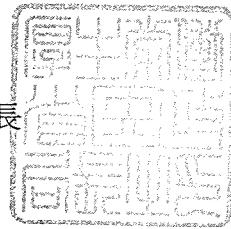


医政発第0424012号

平成21年4月27日

社団法人 日本病院会会長 殿

厚生労働省医政局長



「医師国家試験等の受験資格認定の取扱い等について」の一部改正について

標記について、別添通知を各都道府県知事あて発出したので、御了知くださるようお願
いいたします。

(下線は改正部分)

新	旧
<p>看護師国家試験受験資格認定 保健師助産師看護師法(昭和二三年法律第二〇三号)第二一条第四号に基づく看護師国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 認定基準 下記の(1)から(7)までの認定基準を満たした者に対し看護師国家試験受験資格認定を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 教育科目の履修時間 履修時間の合計が<u>九七単位以上(三〇〇〇時間以上)</u>で、保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和二六年文部省・厚生省令第一号)等に規定する基礎分野、専門基礎分野、専門分野I、専門分野II及び統合分野の単位数及び時間数を概ね満たすこと。 <u>但し、平成二二年八月三一日以前に申請したものについては、九三単位以上(二八九五時間以上)とする。</u></p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(7) 日本語能力 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験一級の認定を受けていること</p> <p>4 必要書類 申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 卒業した外国看護師学校養成所の教育内容、単位数及び時間数を明らかにした書類(当該施設長の証明のあるものに限</p>	<p>看護師国家試験受験資格認定 保健師助産師看護師法(昭和二三年法律第二〇三号)第二一条第四号に基づく看護師国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 認定基準 下記の(1)から(7)までの認定基準を満たした者に対し看護師国家試験受験資格認定を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 教育科目の履修時間 履修時間の合計が<u>九三単位以上(二、八九五時間以上)</u>で、保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和二六年文部省・厚生省令第一号)等に規定する基礎科目、専門基礎科目、専門科目及び臨地実習の単位数及び時間数を概ね満たすこと。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(7) 日本語能力 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験一級の認定を受けていること、又は同等と認められる者</p> <p>4 必要書類 申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 卒業した外国看護師学校養成所の教育内容、単位数及び時間数を明らかにした書類(当該施設長の証明のあるものに限</p>

<p>る。教育内容は基礎分野、専門基礎分野、専門分野Ⅰ、専門分野Ⅱ及び統合分野（講義と臨地実習を区別する）の別がわかるように記載されていること。単位数であっても、必ず時間数に換算すること。また、クオーター制の場合はセメスター制として換算し直すこと。)</p> <p>(14) (略)</p> <p>(15) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験一級認定書と成績書の写し</p> <p>*作成上の注意</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 (略) <u>2 (1)、(2)、(5)、(6)、対照表、(12)は所定の様式によること。</u> <u>3 (12)は卒業当時の状況を記載すること。</u> <u>4 添付書類のうち外国語で記載されているものは、すべて日本語訳を添付すること。</u> <u>5 (7)～(14)については、提出書類と日本語訳両方を、公的な機関（当該国の大蔵館、領事館、外務省等）において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。</u> <u>6 (7)～(10)及び(15)の書類については、各原本を持参すること。（原本は照合後に返還する）</u> <u>7 認定申請は必ず申請者本人が行い、郵送、代理による申請は受理しない。</u> <p>保健師国家試験受験資格認定</p> <p>保健師助産師看護師法（昭和二三年法律第二〇三号）第一九条第三号に基づく保健師国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 認定基準</p> <p>下記の（1）から（7）までの認定基準を満</p>	<p>る。教育内容は基礎科目、専門基礎科目、専門科目（講義と実習を区別する）の別がわかるように記載されていること。単位数であっても、必ず時間数に換算すること。また、クオーター制の場合はセメスター制として換算し直すこと。)</p> <p>(14) (略)</p> <p>(15) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験一級認定書と成績書の写し又は同等と認められる証明</p> <p>*作成上の注意</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 (略) <u>2 添付書類のうち外国語で記載されているものは、すべて日本語訳を添付すること。</u> <u>3 (7)～(14)については、提出書類と日本語訳両方を、公的な機関（当該国の大蔵館、領事館、外務省等）において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。</u> <u>4 (7)～(10)及び(15)の書類については、各原本を持参すること。（原本は照合後に返還する）</u> <u>5 認定申請は必ず申請者本人が行い、郵送、代理による申請は受理しない。</u> <p>保健師国家試験受験資格認定</p> <p>保健師助産師看護師法（昭和二三年法律第二〇三号）第一九条第三号に基づく保健師国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 認定基準</p> <p>下記の（1）から（7）までの認定基準を満</p>
--	---

<p>たした者に対し保健師国家試験受験資格認定を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 教育科目の履修時間</p> <p>外国保健師学校養成所の修業年限が六か月以上の場合は、履修時間の合計が<u>二三単位以上（七四五時間以上）</u>、統合カリキュラムの場合は、履修時間の合計が<u>一一七単位以上（三六四五時間以上）</u>で保健師助産師看護師学校養成所指定規則等に規定する教育内容を概ね満たすこと。</p> <p>(3) ~ (7) (略)</p> <p>4 必要書類</p> <p>申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。</p> <p>(1) ~ (9) (略)</p> <p>(10) 卒業した<u>外国保健師学校養成所</u>の学業成績書の写し又は学業成績証明書</p> <p>(11) 卒業した外国保健師学校養成所の教育内容、単位数及び時間数を明らかにした書類（当該施設長の証明のあるものに限る。教育内容は基礎分野、専門基礎分野、専門分野Ⅰ、専門分野Ⅱ及び統合分野（講義と<u>臨地実習</u>を区別する）の別がわかるように記載されていること。単位数であっても、必ず時間数に換算すること。また、クオーター制の場合はセメスター制として換算し直すこと。）</p> <p>(12) ~ (14) (略)</p> <p>(15) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験一級認定書と成績書の写し</p> <p>*作成上の注意 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p><u>2 (1)、(2)、(5)、(6)、対照表、(12)は所定の様式によること。</u></p> <p><u>3 (12)は卒業当時の状況を記載すること。</u></p> <p><u>4 添付書類のうち外国語で記載されているものは、すべて日本語訳を添付すること。</u></p>	<p>たした者に対し保健師国家試験受験資格認定を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 教育科目の履修時間</p> <p>外国保健師学校養成所の修業年限が六か月以上の場合は、履修時間の合計が<u>二二単位以上（六七五時間以上）</u>、統合カリキュラムの場合は、履修時間の合計が<u>一一二単位以上（三、四八〇時間以上）</u>で保健師助産師看護師学校養成所指定規則等に規定する教育内容を概ね満たすこと。</p> <p>(3) ~ (7) (略)</p> <p>4 必要書類</p> <p>申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。</p> <p>(1) ~ (9) (略)</p> <p>(10) 卒業した<u>保健看護師学校養成所</u>の学業成績書の写し又は学業成績証明書</p> <p>(11) 卒業した外国保健師学校養成所の教育内容、単位数及び時間数を明らかにした書類（当該施設長の証明のあるものに限る。教育内容は基礎科目、専門基礎科目、専門科目（講義と<u>実習</u>を区別する）の別がわかるように記載されていること。単位数であっても、必ず時間数に換算すること。また、クオーター制の場合はセメスター制として換算し直すこと。）</p> <p>(12) ~ (14) (略)</p> <p>(15) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験一級認定書と成績書の写し</p> <p>*作成上の注意 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p><u>2 添付書類のうち外国語で記載されているものは、すべて日本語訳を添付すること。</u></p>
--	--

<p><u>5</u> (7)～(14)については、提出書類と日本語訳両方を、公的な機関（当該国の大天使館、領事館、外務省等）において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。</p> <p><u>6</u> (7)～(10)及び(15)の書類については、各原本を持参すること。（原本は照合後に返還する）</p> <p><u>7</u> 認定申請は必ず申請者本人が行い、郵送、代理による申請は受理しない。</p>	<p><u>3</u> (7)～(14)については、提出書類と日本語訳両方を、公的な機関（当該国の大天使館、領事館、外務省等）において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。</p> <p><u>4</u> (7)～(10)及び(15)の書類については、各原本を持参すること。（原本は照合後に返還する）</p> <p><u>5</u> 認定申請は必ず申請者本人が行い、郵送、代理による申請は受理しない。</p>
<p>助産師国家試験受験資格認定</p> <p>保健師助産師看護師法（昭和二三年法律第二〇三号）第二〇条第三号に基づく助産師国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 認定基準</p> <p>下記の（1）から（7）までの認定基準を満たした者に対し助産師国家試験受験資格認定を行う。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）教育科目の履修時間</p> <p>外国助産師学校養成所の修業年限が六か月以上の場合は、履修時間の合計が<u>二三単位以上（七六五時間以上）</u>、統合カリキュラムの場合は、履修時間の合計が<u>一一九単位以上（三七九〇時間以上）</u>で保健師助産師看護師学校養成所指定規則等に規定する教育内容を概ね満たすこと。</p> <p>（3）～（7）（略）</p> <p>4 必要書類</p> <p>申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。</p> <p>（1）～（10）（略）</p> <p>（11）卒業した外国助産師学校養成所の教育内容、単位数及び時間数を明らかにした書類（当該施設長の証明のあるものに限</p>	<p>助産師国家試験受験資格認定</p> <p>保健師助産師看護師法（昭和二三年法律第二〇三号）第二〇条第三号に基づく助産師国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 認定基準</p> <p>下記の（1）から（7）までの認定基準を満たした者に対し助産師国家試験受験資格認定を行う。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）教育科目の履修時間</p> <p>外国助産師学校養成所の修業年限が六か月以上の場合は、履修時間の合計が<u>二二単位以上（七二〇時間以上）</u>、統合カリキュラムの場合は、履修時間の合計が<u>一一四単位以上（三、四九五時間以上）</u>で保健師助産師看護師学校養成所指定規則等に規定する教育内容を概ね満たすこと。</p> <p>（3）～（7）（略）</p> <p>4 必要書類</p> <p>申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。</p> <p>（1）～（10）（略）</p> <p>（11）卒業した外国助産師学校養成所の教育内容、単位数及び時間数を明らかにした書類（当該施設長の証明のあるものに限</p>

<p>る。教育内容は<u>基礎分野</u>、<u>専門基礎分野</u>、<u>専門分野Ⅰ</u>、<u>専門分野Ⅱ</u>及び<u>統合分野</u>（講義と<u>臨地実習</u>を区別する）の別がわかるように記載されていること。単位数であっても、必ず時間数に換算すること。また、クオーター制の場合はセメスター制として換算し直すこと。）</p> <p>(14) (略)</p> <p>(15) 日本の<u>中学校</u>及び<u>高等学校</u>を卒業していない者の場合は、日本語能力試験一級認定書と成績書の写し</p> <p>*作成上の注意 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>(1)、(2)、(5)、(6)、対照表、(12)は所定の様式によること。</u></p> <p>3 <u>(12)は卒業当時の状況を記載すること。</u></p> <p>4 添付書類のうち外国語で記載されているものは、すべて日本語訳を添付すること。</p> <p>5 (7)～(14)については、提出書類と日本語訳両方を、公的な機関（当該国の大蔵館、領事館、外務省等）において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。</p> <p>6 (7)～(10)及び(15)の書類については、各原本を持参すること。（原本は照合後に返還する）</p> <p>7 認定申請は必ず申請者本人が行い、郵送、代理による申請は受理しない。</p>	<p>る。教育内容は<u>基礎科目</u>、<u>専門基礎科目</u>、<u>専門科目</u>（講義と<u>実習</u>を区別する）の別がわかるように記載されていること。単位数であっても、必ず時間数に換算すること。また、クオーター制の場合はセメスター制として換算し直すこと。）</p> <p>(14) (略)</p> <p>(15) 日本の<u>中学</u>及び<u>高等学校</u>を卒業していない者の場合は、日本語能力試験一級認定書と成績書の写し</p> <p>*作成上の注意 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 添付書類のうち外国語で記載されているものは、すべて日本語訳を添付すること。</p> <p>3 (7)～(14)については、提出書類と日本語訳両方を、公的な機関（当該国の大蔵館、領事館、外務省等）において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。</p> <p>4 (7)～(10)及び(15)の書類については、各原本を持参すること。（原本は照合後に返還する）</p> <p>5 認定申請は必ず申請者本人が行い、郵送、代理による申請は受理しない。</p>
--	--

医師国家試験受験資格認定

医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 11 条第 3 号に基づく医師国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。

1. 審査対象者

外国の医学校を卒業し、又は外国において医師免許を得た者

2. 審査方法

以下に示す書類審査及び日本語診療能力調査の両方の認定基準を満たした者に対して医師国家試験受験資格認定を行う。

3. 書類審査の認定基準

審査対象者からの申請書類により、審査対象者が日本の医学校を卒業した者と同等以上であるか否かについて、以下の認定基準に基づき審査を行う。

(1) から (9) までの項目を満たすこととする。

(1) 外国医学校の修業年数

ア) 医学校の入学資格

高等学校卒業以上（修業年数 12 年以上）

イ) 医学校の教育年限

6 年以上（進学課程；2 年以上、専門課程；4 年以上）

但し、インターン期間については教育年数に算入しない。

ウ) 医学校卒業までの修業年限

18 年以上

(2) 専門科目の履修時間

4,500 時間以上で、かつ一貫した教育を受けていること

(3) 医学校卒業からの年数

10 年以内（但し、医学教育又は医業に従事している期間は除く。）

(4) 専門科目の成績

良好であること

(5) 教育環境

大学附属病院の状況、教員数等が日本の大学とほぼ等しいと認められること

(6) 当該国の政府の判断

WHO の World Directory of Medical Schools に原則報告されていること

(7) 医学校卒業後、当該国の医師免許取得の有無

取得していること

(8) 当該国の医師免許を取得する場合の国家試験制度

制度が確立されていること

(9) 日本語能力

日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験1級の認定を受けていること

4. 日本語診療能力調査の認定基準

日本語を用いて診療するために十分な能力を有しているか否かを調査する。具体的には、患者の訴えや現症などの医療情報の収集、検査や治療の指示及び診断書の作成等について、日本の医学校において医学の課程を修めた者と同等の能力を有するか否かを調査する。

合計点が24点／48点以上であり、かつ0点の項目がないことを要する。

(1) 調査委員

内科、外科、小児科、産婦人科を専門とする医師国家試験委員を各1名

(2) 調査内容

日本語の診療能力を調査するために必要と考えられる程度の医学に関する内容について試問する。

(3) 評価項目

以下の領域について、各々4段階(3～0)の評価を行う。

ア) 発話力

相手(患者、医師等)にわかりやすく説明または指示を与えることができるか。また、適切で誤解のない表現を選ぶことができるか。

イ) 理解力

相手(患者、医師等)の言うことを理解することができるか。また、適切な質問を自らすることによって、疑問を克服することができるか。

ウ) 作文力

基本的な医療記録を日本語(仮名混じりも可)で作成できるか。

エ) 語彙数

日本で通常用いられる医学用語を理解し使用することができるか。

(4) 評価区分

3……日本語で医学教育を受けた者と変わらない

2……やや能力が劣るが、診療の支障とならない

1……困難であるが、かろうじて問題を克服することができる

0……誤解を生じる危険等、診療上の不都合がある

5. その他

書類審査においては基準を満たしていたが、日本語診療能力試験において基準以下であった者については、医師国家試験予備試験受験資格認定を受けることができる。

6. 必要書類

申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。

(1) 医師国家試験受験資格認定願

(2) 医師国家試験受験資格認定申請理由書

(3) 履歴書(学歴については、日本の小学校に相当する学校から医学校卒業まで、入学・卒業年次を各々の学校について西暦で記入すること。また、職歴についても出来るだけ詳細に記載すること。)

(4) 外国人登録原票記載事項証明書(日本国籍を有する者の場合は戸籍抄本又は

戸籍謄本)

- (5) 医師の診断書（日本の医師資格を有する者により、申請前 1 カ月以内に発行されたものに限る。）
- (6) 写真（3枚；申請前 6 カ月以内に脱帽正面で撮影した 6 × 4cm のもの。）
- (7) 外国で取得した医師免許証の写し
- (8) 外国における資格試験の合格証書の写し又は合格証明書
- (9) 卒業した外国医学校の卒業証書の写し又は卒業証明書
- (10) 卒業した外国医学校の暦年学業成績書の写し又は暦年学業成績証明書
- (11) 卒業した外国医学校の教科課程及び時間数を明らかにした書類
- (12) 卒業した外国医学校の施設現況書（卒業当時のものとし、所定の様式によること。）
- (13) 外国で医師免許を所得した者にあってはその根拠法令の関係条文の抜粋
- (14) 日本の病院等で研修している者の場合はその証明書
- (15) 卒業した外国医学校のパンフレット
- (16) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験 1 級認定書と成績書の写し

*作成上の注意

- 1. 提出書類の部数は 1 部である。
- 2. 添付書類のうち外国語で記載されているものは、すべて日本語訳を添付すること。
- 3. (7) ~ (12) については、提出書類と日本語訳両方を、公的な機関（当該国の大蔵館、領事館、外務省等）において眞実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。
- 4. (7) ~ (10) 及び (16) の書類については、各原本を持参すること。（原本は照合後に返還する）
- 5. 認定申請は必ず申請者本人が行い、郵送、代理による申請は受理しない。

医師国家試験予備試験受験資格認定

医師法第12条に基づく医師国家試験予備試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。

1. 審査対象者

外国の医学校を卒業し、又は外国において医師免許を得た者

2. 審査方法

審査対象者からの申請書類により、審査対象者が日本の医学校を卒業した者と同等以上であるか否かについて、以下の認定基準に基づき審査を行う。

3. 認定基準

下記の（1）から（9）までの認定基準を満たした者に対し医師国家試験予備試験受験資格認定を行う。

（1）外国医学校の修業年数

ア)医学校の入学資格

高等学校卒業以上（修業年数12年以上）

イ)医学校の教育年限

5年以上（専門課程；4年以上）

但し、インターン期間については教育年数に配慮するものとする

ウ)医学校卒業までの修業年限

17年以上

（2）専門科目の履修時間

3,500時間以上で、かつ一貫した教育を受けていること

（3）医学校卒業からの年数

10年以内（但し、医学教育又は医業に従事している期間は除く。）

（4）専門科目の成績

良好であること

（5）教育環境

大学附属病院の状況、教員数等が日本の大学より劣っているものでないこと

（6）当該国の政府の判断

WHOのWorld Directory of Medical Schoolsに原則報告されていること

（7）医学校卒業後、当該国の医師免許取得の有無

取得していなくともよい

（8）当該国の医師免許を取得する場合の国家試験制度

制度が確立されていなくともよい

（9）日本語能力

日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験1級の認定を受けていること

4. その他

医師国家試験予備試験受験資格認定を受けた者は、その後、予備試験（第一部試験、第二部試験）を受験し、同試験に合格してから、更に 1 年以上の診療及び公衆衛生に関する実地修練を経てから医師国家試験が受験可能になる。

5. 必要書類

申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。

- (1) 医師国家試験予備試験受験資格認定願
- (2) 医師国家試験予備試験受験資格認定申請理由書
- (3) 履歴書（学歴については、日本の小学校に相当する学校から医学校卒業まで、入学・卒業年次を各々の学校について西暦で記入すること。また、職歴についても出来るだけ詳細に記載すること。）
- (4) 外国人登録原票記載事項証明書（日本国籍を有する者の場合は戸籍抄本又は戸籍謄本）
- (5) 医師の診断書（日本の医師資格を有する者により、申請前 1 カ月以内に発行されたものに限る。）
- (6) 写真（3枚；申請前 6 カ月以内に脱帽正面で撮影した 6 × 4cm のもの。）
- (7) 外国で取得した医師免許証の写し
- (8) 外国における資格試験の合格証書の写し又は合格証明書
- (9) 卒業した外国医学校の卒業証書の写し又は卒業証明書
- (10) 卒業した外国医学校の暦年学業成績書の写し又は暦年学業成績証明書
- (11) 卒業した外国医学校の教科課程及び時間数を明らかにした書類
- (12) 卒業した外国医学校の施設現況書（卒業当時のものとし、所定の様式によること。）
- (13) 外国で医師免許を所得した者にあってはその根拠法令の関係条文の抜粋
- (14) 日本の病院等で研修している者の場合はその証明書
- (15) 卒業した外国医学校のパンフレット
- (16) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験 1 級認定書と成績書の写し

*作成上の注意

1. 提出書類の部数は 1 部である。
2. 添付書類のうち外国語で記載されているものは、すべて日本語訳を添付すること。
3. (7) ~ (12) については、提出書類と日本語訳両方を、公的な機関（当該国の大蔵館、領事館、外務省等）において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。
4. (7) ~ (10) 及び (16) の書類については、各原本を持参すること。（原本は照合後に返還する）
5. 認定申請は必ず申請者本人が行い、郵送、代理による申請は受理しない。

歯科医師国家試験受験資格認定

歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）第 11 条第 3 号に基づく歯科医師国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。

1. 審査対象者

外国の歯科医学校を卒業し、又は外国において歯科医師免許を得た者

2. 審査方法

以下に示す書類審査及び日本語診療能力調査の両方の基準を満たした者に対して歯科医師国家試験受験資格認定を行う。

3. 書類審査の認定基準

審査対象者からの申請書類により、審査対象者が日本の歯科医学校を卒業した者と同等以上であるか否かについて、以下の認定基準に基づき審査を行う。

(1) から (9) までの項目を満たすこととする。

(1) 外国歯科医学校の修業年数

ア) 歯科医学校の入学資格

高等学校卒業以上（修業年数 12 年以上）

イ) 歯科医学校の教育年限

6 年以上（進学課程；2 年以上、専門課程；4 年以上）

但し、インターン期間については教育年数に算入しない。

ウ) 歯科医学校卒業までの修業年限

18 年以上

(2) 専門科目の履修時間

4,500 時間以上で、かつ一貫した教育を受けていること

(3) 歯科医学校卒業からの年数

10 年以内（但し、歯科医学教育又は歯科医業に従事している期間は除く。）

(4) 専門科目の成績

良好であること

(5) 教育環境

大学附属病院の状況、教員数等が日本の大学とほぼ等しいと認められること

(6) 当該国の政府の判断

WHO の World Directory of Dentistry Schools に原則報告されていること

(7) 歯科医学校卒業後、当該国の歯科医師免許取得の有無

取得していること

(8) 当該国の歯科医師免許を取得する場合の国家試験制度

制度が確立されていること

(9) 日本語能力

日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験 1

級の認定を受けていること

4. 日本語診療能力調査の認定基準

日本語を用いて診療するために十分な能力を有しているか否かを調査する。具体的には、患者の訴えや現症などの歯科医療情報の収集、カルテの作成等について、日本の歯科医学校において歯科医学の課程を修めた者と同等の能力を有するか否かを調査する。

合計点が 24 点／48 点以上であり、かつ 0 点の項目がないことを要する。

(1) 調査委員

保存学、補綴学、口腔外科学、矯正学を専門とする歯科医師国家試験委員を各 1 名

(2) 調査内容

日本語の診療能力を調査するために必要と考えられる程度の歯科医学に関する内容について試問する。

(3) 評価項目

以下の領域について、各々 4 段階 (3～0) の評価を行う。

ア) 発話力

相手（患者、歯科医師等）にわかりやすく説明または指示を与えることができるか。また、適切で誤解のない表現を選ぶことができるか。

イ) 理解力

相手（患者、歯科医師等）の言うことを理解することができるか。また、適切な質問を自らすることによって、疑問を克服することができるか。

ウ) 作文力

基本的な歯科医療記録を日本語（仮名混じりも可）で作成できるか。

エ) 語彙数

日本で通常用いられる歯科医学用語を理解し使用することができるか。

(4) 評価区分

3 …… 日本語で医学教育を受けた者と変わらない

2 …… やや能力が劣るが、診療の支障とならない

1 …… 困難であるが、かろうじて問題を克服することができる

0 …… 誤解を生じる危険等、診療上の不都合がある

5. その他

書類審査においては基準を満たしていたが、日本語診療能力試験において基準以下であった者については、歯科医師国家試験予備試験受験資格認定を受けることができる。

6. 必要書類

申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。

(1) 歯科医師国家試験受験資格認定願

(2) 歯科医師国家試験受験資格認定申請理由書

(3) 履歴書（学歴については、日本の小学校に相当する学校から歯科医学校卒業まで、入学・卒業年次を各々の学校について西暦で記入すること。また、職歴についても出来るだけ詳細に記載すること。）

- (4) 外国人登録原票記載事項証明書（日本国籍を有する者の場合は戸籍抄本又は戸籍謄本）
- (5) 医師の診断書（日本の医師資格を有する者により、申請前1ヵ月以内に発行されたものに限る。）
- (6) 写真（3枚；申請前6ヵ月以内に脱帽正面で撮影した6×4 cm のもの。）
- (7) 外国で取得した歯科医師免許証の写し
- (8) 外国における資格試験の合格証書の写し又は合格証明書
- (9) 卒業した外国歯科医学校の卒業証書の写し又は卒業証明書
- (10) 卒業した外国歯科医学校の暦年学業成績書の写し又は暦年学業成績証明書
- (11) 卒業した外国歯科医学校の教科課程及び時間数を明らかにした書類
- (12) 卒業した外国歯科医学校の施設現況書（卒業当時のものとし、所定の様式によること。）
- (13) 外国で歯科医師免許を所得した者にあってはその根拠法令の関係条文の抜粋
- (14) 日本の病院等で研修している者の場合はその証明書
- (15) 卒業した外国歯科医学校のパンフレット
- (16) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験1級認定書と成績書の写し

*作成上の注意

- 1. 提出書類の部数は1部である。
- 2. 添付書類のうち外国語で記載されているものは、すべて日本語訳を添付すること。
- 3. (7)～(12)について、提出書類と日本語訳両方を、公的な機関（当該国の大蔵館、領事館、外務省等）において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。
- 4. (7)～(10)及び(16)の書類については、各原本を持参すること。（原本は照合後に返還する）
- 5. 認定申請は必ず申請者本人が行い、郵送、代理による申請は受理しない。

歯科医師国家試験予備試験受験資格認定

歯科医師法第12条に基づく歯科医師国家試験予備試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。

1. 審査対象者

外国の歯科医学校を卒業し、又は外国において歯科医師免許を得た者

2. 審査方法

審査対象者からの申請書類により、審査対象者が日本の歯科医学校を卒業した者と同等以上であるか否かについて、以下の認定基準に基づき審査を行う。

3. 認定基準

下記の（1）から（9）までの認定基準を満たした者に対し歯科医師国家試験予備試験受験資格認定を行う。

（1）外国歯科医学校の修業年数

ア)歯科医学校の入学資格

高等学校卒業以上（修業年数12年以上）

イ)歯科医学校の教育年限

5年以上（専門課程；4年以上）

但し、インターン期間については教育年数に配慮するものとする

ウ)歯科医学校卒業までの修業年限

17年以上

（2）専門科目の履修時間

3,500時間以上で、かつ一貫した教育を受けていること

（3）歯科医学校卒業からの年数

10年以内（但し、歯科医学教育又は歯科医業に従事している期間は除く。）

（4）専門科目の成績

良好であること

（5）教育環境

大学附属病院の状況、教員数等が日本の大学より劣っているものでないこと

（6）当該国の政府の判断

WHOのWorld Directory of Dentistry Schoolsに原則報告されていること

（7）歯科医学校卒業後、当該国の歯科医師免許取得の有無

取得していなくともよい

（8）当該国の歯科医師免許を取得する場合の国家試験制度

制度が確立されていなくともよい

（9）日本語能力

日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験1級の認定を受けていること

4. その他

歯科医師国家試験予備試験受験資格認定を受けた者は、その後、予備試験（第一部試験、第二部試験）を受験し、同試験に合格してから、更に1年以上の診療及び公衆衛生に関する実地修練を経てから歯科医師国家試験が受験可能になる。

5. 必要書類

申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。

- (1) 歯科医師国家試験予備試験受験資格認定願
- (2) 歯科医師国家試験予備試験受験資格認定申請理由書
- (3) 履歴書（学歴については、日本の小学校に相当する学校から歯科医学校卒業まで、入学・卒業年次を各々の学校について西暦で記入すること。また、職歴についても出来るだけ詳細に記載すること。）
- (4) 外国人登録原票記載事項証明書（日本国籍を有する者の場合は戸籍抄本又は戸籍謄本）
- (5) 医師の診断書（日本の医師資格を有する者により、申請前1ヵ月以内に発行されたものに限る。）
- (6) 写真（3枚；申請前6ヵ月以内に脱帽正面で撮影した6×4cmのもの。）
- (7) 外国で取得した歯科医師免許証の写し
- (8) 外国における資格試験の合格証書の写し又は合格証明書
- (9) 卒業した外国歯科医学校の卒業証書の写し又は卒業証明書
- (10) 卒業した外国歯科医学校の暦年学業成績書の写し又は暦年学業成績証明書
- (11) 卒業した外国歯科医学校の教科課程及び時間数を明らかにした書類
- (12) 卒業した外国歯科医学校の施設現況書（卒業当時のものとし、所定の様式によること。）
- (13) 外国で歯科医師免許を所得した者にあってはその根拠法令の関係条文の抜粋
- (14) 日本の病院等で研修している者の場合はその証明書
- (15) 卒業した外国歯科医学校のパンフレット
- (16) 日本の中学及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験1級認定書と成績書の写し

*作成上の注意

1. 提出書類の部数は1部である。
2. 添付書類のうち外国語で記載されているものは、すべて日本語訳を添付すること。
3. (7)～(12)については、提出書類と日本語訳両方を、公的な機関（当該国の大蔵館、領事館、外務省等）において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。
4. (7)～(10)及び(16)の書類については、各原本を持参すること。（原本は照合後に返還する）
5. 認定申請は必ず申請者本人が行い、郵送、代理による申請は受理しない。

看護師国家試験受験資格認定

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条第4号に基づく看護師国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。

1. 審査対象者

外国の看護師学校養成所を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者

2. 審査方法

審査対象者からの申請書類により、審査対象者が日本の看護師学校養成所を卒業した者と同等以上であるか否かについて、以下の認定基準に基づき審査を行う。

3. 認定基準

下記の（1）から（7）までの認定基準を満たした者に対し看護師国家試験受験資格認定を行う。

（1）外国看護師学校養成所の修業年限

ア)看護師学校養成所の入学資格

高等学校卒業以上（修業年限12年以上）、又は同等と認められる者

イ)看護師学校養成所の修業年限

3年以上

ウ)看護師学校養成所卒業までの修業年限

15年以上、又は同等と認められる者

（2）教育科目の履修時間

履修時間の合計が97単位以上(3000時間以上)で、保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和26年文部省・厚生省令第1号)等に規定する基礎分野、専門基礎分野、専門分野Ⅰ、専門分野Ⅱ及び統合分野の単位数及び時間数を概ね満たすこと。

但し、平成22年8月31日以前に申請したものについては、93単位以上(2850時間以上)とする。

（3）教育環境

日本の看護師学校養成所と同等以上と認められること

（4）当該国の判断

当該国、又は州政府等によって正式に認められた学校養成所であること

（5）看護師学校養成所卒業後、当該国の看護師免許取得の有無

原則として取得していること

（6）当該国の看護師免許を取得する場合の国家試験又はこれと同等の制度が確立されていること

（7）日本語能力

日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験1級の認定を受けていること

4. 必要書類

申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。

- (1) 看護師国家試験受験資格認定願
- (2) 看護師国家試験受験資格認定申請理由書
- (3) 履歴書（学歴については、日本の小学校に相当する学校から看護師学校養成所卒業まで、入学・卒業年次を各々の学校について西暦で記入すること。また、職歴についても出来るだけ詳細に記載すること。）
- (4) 外国人登録原票記載事項証明書（日本国籍を有する者の場合は戸籍抄本又は戸籍謄本）
- (5) 医師の診断書（日本の医師資格を有する者により、申請前 1 カ月以内に発行されたものに限る。）
- (6) 写真（1枚；申請前 6 カ月以内に脱帽正面で撮影した 6 × 4cm のもの。）
- (7) 外国で取得した看護師免許証の写し
- (8) 外国における資格試験の合格証の写し又は合格証明書
- (9) 卒業した外国看護師学校養成所の卒業証書の写し又は卒業証明書
- (10) 卒業した外国看護師学校養成所の学業成績書の写し又は学業成績証明書
- (11) 卒業した外国看護師学校養成所の教育内容、単位数及び時間数を明らかにした書類（当該施設長の証明のあるものに限る。教育内容は、基礎分野、専門基礎分野、専門分野 I、専門分野 II 及び統合分野（講義と臨地実習を区別する）の別がわかるように記載されていること。単位数であっても、必ず時間数に換算すること。また、クウォーター制の場合はセメスター制として換算し直すこと。）
- (12) 卒業した外国看護師学校養成所の施設現況書
- (13) 外国で外国看護師免許を取得した者にあってはその根拠法令の関係条文の抜粋
- (14) 卒業した外国看護師学校のパンフレット（学校が当該国又は州政府等によって正式に認可されたものであることを示す証明）
- (15) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験 1 級認定書と成績書の写し

* 作成上の注意

1. 提出書類の部数は 1 部である。
2. (1)、(2)、(5)、(6)、対照表、(12) は所定の様式によること。
3. (12) は卒業当時の状況を記載すること。
4. 添付書類のうち外国語で記載されているものは、すべて日本語訳を添付すること。
5. (7) ~ (14) については、提出書類と日本語訳両方を、公的な機関（当該国の大蔵館、領事館、外務省等）において眞実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。
6. (7) ~ (10) 及び (15) の書類については、各原本を持参すること。（原本は照合後に返還する）
7. 認定申請は必ず申請者本人が行い、郵送、代理による申請は受理しない。

保健師国家試験受験資格認定

保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 19 条第 3 号に基づく保健師国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。

1. 審査対象者

外国の保健師学校養成所を卒業し、又は外国において保健師免許を得た者

2. 審査方法

審査対象者からの申請書類により、審査対象者が日本の保健師学校養成所を卒業した者と同等以上であるか否かについて、以下の認定基準に基づき審査を行う。

3. 認定基準

下記の（1）から（7）までの認定基準を満たした者に対し保健師国家試験受験資格認定を行う。

（1）外国保健師学校養成所の修業年限

- ア) 外国看護師学校養成所（修業年限 3 年以上）を卒業した者で、外国保健師学校養成所の修業年限が 6 か月以上
- イ) 保健師と看護師の統合カリキュラムの場合にあっても、高等学校卒業以上（修業年限 12 年以上）を入学資格とし、修業年限は 3 年 6 か月以上であること
- ウ) 特例
当該国において、保健師の免許制度がない場合にあっては、該当する教育内容と履修単位数・時間数が我が国と同等以上であること

（2）教育科目の履修時間

外国保健師学校養成所の修業年限が 6 か月以上の場合は、履修時間の合計が 23 単位以上（745 時間以上）、統合カリキュラムの場合は、履修時間の合計が 117 単位以上（3645 時間以上）で保健師助産師看護師学校養成所指定規則等に規定する教育内容を概ね満たすこと。

（3）教育環境

日本の保健師学校養成所と同等以上と認められること

（4）当該国の判断

当該国、又は州政府等によって正式に認められた学校養成所であること

（5）保健師学校卒業後、当該国の看護師免許取得の有無

原則として取得していること

（6）当該国の保健師免許を取得する場合の国家試験又はこれと同等の制度が確立されていること

（7）日本語能力

日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験 1 級の認定を受けていること

4. 必要書類

申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。

- (1) 保健師国家試験受験資格認定願
- (2) 保健師国家試験受験資格認定申請理由書
- (3) 履歴書（学歴については、日本の小学校に相当する学校から保健師学校養成所卒業まで、入学・卒業年次を各々の学校について西暦で記入すること。また、職歴についても出来るだけ詳細に記載すること。）
- (4) 外国人登録原票記載事項証明書（日本国籍を有する者の場合は戸籍抄本又は戸籍謄本）
- (5) 医師の診断書（日本の医師資格を有する者により、申請前 1 カ月以内に発行されたものに限る。）
- (6) 写真（1枚；申請前 6 カ月以内に脱帽正面で撮影した 6 × 4cm のもの。）
- (7) 外国で取得した保健師免許証の写し
- (8) 外国における資格試験の合格証の写し又は合格証明書
- (9) 卒業した外国保健師学校養成所の卒業証書の写し又は卒業証明書
- (10) 卒業した外国保健師学校養成所の学業成績書の写し又は学業成績証明書
- (11) 卒業した外国保健師学校養成所の教育内容、単位数及び時間数を明らかにした書類（当該施設長の証明のあるものに限る。教育内容は、基礎分野、専門基礎分野、専門分野 I 、専門分野 II 及び統合分野（講義と臨地実習を区別する）の別がわかるように記載されていること。単位数であっても、必ず時間数に換算すること。また、クウォーター制の場合はセメスター制として換算し直すこと。）
- (12) 卒業した外国保健師学校養成所の施設現況書
- (13) 外国で外国保健師免許を取得した者にあってはその根拠法令の関係条文の抜粋
- (14) 卒業した外国保健師学校養成所のパンフレット（学校が当該国又は州政府等によって正式に認可されたものであることを示す証明）
- (15) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験 1 級認定書と成績書の写し

* 作成上の注意

1. 提出書類の部数は 1 部である。
2. (1)、(2)、(5)、(6)、対照表、(12) は所定の様式によること。
3. (12) は卒業当時の状況を記載すること。
4. 添付書類のうち外国語で記載されているものは、すべて日本語訳を添付すること。
5. (7) ~ (14) については、提出書類と日本語訳両方を、公的な機関（当該国の大蔵館、領事館、外務省等）において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。
6. (7) ~ (10) 及び (15) の書類については、各原本を持参すること。（原本は照合後に返還する）
7. 認定申請は必ず申請者本人が行い、郵送、代理による申請は受理しない。

助産師国家試験受験資格認定

保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 20 条第 3 号に基づく助産師国家試験受験資格認定を行うための認定基準等示す。

1. 審査対象者

外国の助産師学校養成所を卒業し、又は外国において助産師免許を得た者

2. 審査方法

審査対象者からの申請書類により、審査対象者が日本の助産師学校養成所を卒業した者と同等以上であるか否かについて、以下の認定基準に基づき審査を行う。

3. 認定基準

下記の（1）から（7）までの認定基準を満たした者に対し助産師国家試験受験資格認定を行う。

（1）外国助産師学校の修業年数

- ア) 外国看護師学校養成所（修業年限 3 年以上）を卒業した者で、外国助産師学校養成所の修業年限が 6 か月以上
- イ) 助産師と看護師の統合カリキュラムの場合にあっても、高等学校卒業以上（修業年限 12 年以上）を入学資格とし、修業年限は 3 年 6 か月以上であること
- ウ) 特例

当該国において、助産師の免許制度がない場合にあっては、該当する教育内容と履修単位数・時間数が我が国と同等以上であること。

（2）教育科目の履修時間

外国助産師学校養成所の修業年限が 6 か月以上の場合は、履修時間の合計が 23 単位以上（765 時間以上）、統合カリキュラムの場合は、履修時間の合計が 119 単位以上（3790 時間以上）で保健師助産師看護師学校養成所指定規則等に規定する教育内容を概ね満たすこと。

（3）教育環境

日本の助産師学校養成所と同等以上と認められること

（4）当該国の判断

当該国、又は州政府等によって正式に認められた学校養成所であること

（5）助産師学校卒業後、当該国の助産師免許取得の有無

原則として取得していること

（6）当該国の助産師免許を取得する場合の国家試験又はこれと同等の制度が確立されていること

（7）日本語能力

日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験 1 級の認定を受けていること

4 必要書類

申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。

- (1) 助産師国家試験受験資格認定願
- (2) 助産師国家試験受験資格認定申請理由書
- (3) 履歴書（学歴については、日本の小学校に相当する学校から助産師学校養成所卒業まで、入学・卒業年次を各々の学校について西暦で記入すること。また、職歴についても出来るだけ詳細に記載すること。）
- (4) 外国人登録原票記載事項証明書（日本国籍を有する者の場合は戸籍抄本又は戸籍謄本）
- (5) 医師の診断書（日本の医師資格を有する者により、申請前1ヵ月以内に発行されたものに限る。）
- (6) 写真（1枚；申請前6ヵ月以内に脱帽正面で撮影した6×4cmのもの。）
- (7) 外国で取得した助産師免許証の写し
- (8) 外国における資格試験の合格証の写し又は合格証明書
- (9) 卒業した外国助産師学校養成所の卒業証書の写し又は卒業証明書
- (10) 卒業した外国助産師学校養成所の学業成績書の写し又は学業成績証明書
- (11) 卒業した外国助産師学校養成所の教育内容、単位数及び時間数を明らかにした書類（当該施設長の証明のあるものに限る。教育内容は、基礎分野、専門基礎分野、専門分野Ⅰ、専門分野Ⅱ及び統合分野（講義と臨地実習を区別する）の別がわかるように記載されていること。単位数であっても、必ず時間数に換算すること。また、クウォーター制の場合はセメスター制として換算し直すこと。）
- (12) 卒業した外国助産師学校養成所の施設現況書
- (13) 外国で外国助産師免許を取得した者にあってはその根拠法令の関係条文の抜粋
- (14) 卒業した外国助産師学校養成所のパンフレット（学校が当該国又は州政府等によって正式に認可されたものであることを示す証明）
- (15) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験1級認定書と成績書の写し

* 作成上の注意

1. 提出書類の部数は1部である。
2. (1)、(2)、(5)、(6)、対照表、(12)は所定の様式によること。
3. (12)は卒業当時の状況を記載すること。
4. 添付書類のうち外国語で記載されているものは、すべて日本語訳を添付すること。
5. (7)～(14)については、提出書類と日本語訳両方を、公的な機関（当該国の大天使館、領事館、外務省等）において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。
6. (7)～(10)及び(15)の書類については、各原本を持参すること。（原本は照合後に返還する）
7. 認定申請は必ず申請者本人が行い、郵送、代理による申請は受理しない。

歯科衛生士国家試験受験資格認定

歯科衛生士法（昭和 23 年法律第 204 号）第 12 条第 3 号に基づく歯科衛生士国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。

1. 審査対象者

外国の歯科衛生士学校を卒業し、又は外国において歯科衛生士に相当する免許を受けた者

2. 審査方法

審査対象者からの申請書類により、審査対象者が日本の歯科衛生士学校養成所を卒業した者と同等以上であるか否かについて、以下の認定基準に基づき審査を行う。

3. 認定基準

下記の（1）から（6）までの認定基準を満たした者に対し歯科衛生士国家試験受験資格認定を行う。

（1）外国歯科衛生士学校養成所の修業年数

- ア)外国歯科衛生士学校養成所の入学資格
高等学校卒業以上（修業年限 12 年以上）
- イ)外国歯科衛生士学校養成所の修業年限
3 年以上（但し、平成 22 年 3 月 31 日までに外国歯科衛生士学校養成所に入学した者については、2 年以上とする。）

（2）教育科目の履修時間

授業時間の合計が 1,785 時間以上で、歯科衛生士学校養成所指定規則（昭和 25 年文部省・厚生省令第 1 号）等に規定する専門科目の単位数又は時間数を概ね満たすこと

（3）専門科目の成績

良好であること

（4）教育環境

日本の歯科衛生士学校養成所と同等以上と認められること

（5）外国歯科衛生士学校養成所卒業後、当該国の歯科衛生士免許取得の有無 取得していないともよい

（6）日本語能力

日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験 1 級の認定を受けていること

4. 必要書類

申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。

- （1）歯科衛生士国家試験受験資格認定願
- （2）歯科衛生士国家試験受験資格認定申請理由書
- （3）履歴書（学歴については、日本の小学校に相当する学校から歯科衛生士学校養成所卒業まで、入学・卒業年次を各々の学校について西暦で記入すること。
また、職歴についても出来るだけ詳細に記載すること。）

- (4) 外国人登録原票記載事項証明書（日本国籍を有する者の場合は戸籍抄本又は戸籍謄本）
- (5) 医師の診断書（日本の医師資格を有する者により、申請前 1 カ月以内に発行されたものに限る。）
- (6) 写真（3枚；申請前 6 カ月以内に脱帽正面で撮影した 6 × 4cm のもの。）
- (7) 外国で取得した歯科衛生士免許証の写し
- (8) 外国における資格試験の合格証書の写し又は合格証明書
- (9) 卒業した外国歯科衛生士学校養成所の卒業証書の写し又は卒業証明書
- (10) 卒業した外国歯科衛生士学校養成所の暦年学業成績書の写し又は暦年学業成績証明書
- (11) 卒業した外国歯科衛生士学校養成所の教科課程及び時間数を明らかにした書類
- (12) 卒業した外国歯科衛生士学校養成所の施設現況書（卒業当時のものとし、所定の様式によること。）
- (13) 外国で歯科衛生士学校免許を所得した者にあってはその根拠法令の関係条文の抜粋
- (14) 日本の病院等で研修している者の場合はその証明書
- (15) 卒業した外国歯科衛生士学校養成所のパンフレット
- (16) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験 1 級認定書と成績書の写し

* 作成上の注意

- 1. 提出書類の部数は 1 部である。
- 2. 添付書類のうち外国語で記載されているものは、すべて日本語訳を添付すること。
- 3. (7) ~ (12) については、提出書類と日本語訳両方を、公的な機関（当該国の大蔵館、領事館、外務省等）において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。
- 4. (7) ~ (10) 及び (16) の書類については、各原本を持参すること。（原本は照合後に返還する）
- 5. 認定申請は必ず申請者本人が行い、郵送、代理による申請は受理しない。

また、職歴についても出来るだけ詳細に記載すること。)

- (4) 外国人登録原票記載事項証明書（日本国籍を有する者の場合は戸籍抄本又は戸籍謄本）
- (5) 医師の診断書（日本の医師資格を有する者により、申請前 1 カ月以内に発行されたものに限る。）
- (6) 写真（3枚；申請前6カ月以内に脱帽正面で撮影した6×4cmのもの。）
- (7) 外国で取得した診療放射線技師免許証の写し
- (8) 外国における資格試験の合格証書の写し又は合格証明書
- (9) 卒業した外国診療放射線技師学校養成所の卒業証書の写し又は卒業証明書
- (10) 卒業した外国診療放射線技師学校養成所の暦年学業成績書の写し又は暦年学業成績証明書
- (11) 卒業した外国診療放射線技師学校養成所の教科課程及び時間数を明らかにした書類
- (12) 卒業した外国診療放射線技師学校養成所の施設現況書（卒業当時のものとし、所定の様式によること。）
- (13) 外国で診療放射線技師免許を所得した者にあってはその根拠法令の関係条文の抜粋
- (14) 日本の病院等で研修している者の場合はその証明書
- (15) 卒業した外国診療放射線技師学校養成所のパンフレット
- (16) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験1級認定書と成績書の写し

*作成上の注意

- 1. 提出書類の部数は1部である。
- 2. 添付書類のうち外国語で記載されているものは、すべて日本語訳を添付すること。
- 3. (7)～(12)については、提出書類と日本語訳両方を、公的な機関（当該国の大蔵館、領事館、外務省等）において眞実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。
- 4. (7)～(10)及び(16)の書類については、各原本を持参すること。（原本は照合後に返還する）
- 5. 認定申請は必ず申請者本人が行い、郵送、代理による申請は受理しない。

戸籍謄本)

- (5) 医師の診断書（日本の医師資格を有する者により、申請前 1 カ月以内に発行されたものに限る。）
- (6) 写真（3枚；申請前 6 カ月以内に脱帽正面で撮影した 6 × 4cm のもの。）
- (7) 外国で取得した歯科技工士免許証の写し
- (8) 外国における資格試験の合格証書の写し又は合格証明書
- (9) 卒業した外国歯科技工士学校養成所の卒業証書の写し又は卒業証明書
- (10) 卒業した外国歯科技工士学校養成所の暦年学業成績書の写し又は暦年学業成績証明書
- (11) 卒業した外国歯科技工士学校養成所の教科課程及び時間数を明らかにした書類
- (12) 卒業した外国歯科技工士学校養成所の施設現況書（卒業当時のものとし、所定の様式によること。）
- (13) 外国で歯科技工士学校免許を所得した者にあってはその根拠法令の関係条文の抜粋
- (14) 日本の病院等で研修している者の場合はその証明書
- (15) 卒業した外国歯科技工士学校養成所のパンフレット
- (16) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験 1 級認定書と成績書の写し

*作成上の注意

- 1. 提出書類の部数は 1 部である。
- 2. 添付書類のうち外国語で記載されているものは、すべて日本語訳を添付すること。
- 3. (7) ~ (12) については、提出書類と日本語訳両方を、公的な機関（当該国の大使館、領事館、外務省等）において眞実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。
- 4. (7) ~ (10) 及び (16) の書類については、各原本を持参すること。（原本は照合後に返還する）
- 5. 認定申請は必ず申請者本人が行い、郵送、代理による申請は受理しない。

臨床検査技師国家試験受験資格認定

臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和 33 年法律第 76 号）第 15 条第 3 号に基づく臨床検査技師国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。

1. 審査対象者

外国の臨床検査技師学校養成所を卒業し、又は外国において臨床検査技師に相当する免許を受けた者

2. 審査方法

審査対象者からの申請書類により、審査対象者が日本の臨床検査技師学校養成所を卒業した者と同等以上であるか否かについて、以下の認定基準に基づき審査を行う。

3. 認定基準

下記の（1）から（6）までの認定基準を満たした者に対し臨床検査技師国家試験受験資格認定を行う。

（1）外国臨床検査技師学校養成所の修業年数

ア) 外国臨床検査技師学校養成所の入学資格

高等学校卒業以上（修業年限 12 年以上）

イ) 外国臨床検査技師学校養成所の修業年限

3 年以上（但し、臨床検査技師学校入学の際に考慮された前学校の就業年数も含むことができる。）

（2）教育科目の履修時間

授業時間の合計が 2,400 時間以上で、臨床検査技師学校養成所指定規則（昭和 45 年文部省・厚生省令第 3 号）等に規定する専門科目の単位数又は時間数を概ね満たすこと

（3）専門科目の成績

良好であること

（4）教育環境

日本の臨床検査技師学校養成所と同等以上と認められること

（5）外国臨床検査技師学校養成所卒業後、当該国の臨床検査技師免許取得の有無取得していなくともよい

（6）日本語能力

日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験 1 級の認定を受けていること

4. 必要書類

申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。

（1）臨床検査技師国家試験受験資格認定願

（2）臨床検査技師国家試験受験資格認定申請理由書

（3）履歴書（学歴については、日本の小学校に相当する学校から臨床検査技師学校卒業まで、入学・卒業年次を各々の学校について西暦で記入すること。また、職歴についても出来るだけ詳細に記載すること。）

- (4) 外国人登録原票記載事項証明書（日本国籍を有する者の場合は戸籍抄本又は戸籍謄本）
- (5) 医師の診断書（日本の医師資格を有する者により、申請前 1 カ月以内に発行されたものに限る。）
- (6) 写真（3枚；申請前 6 カ月以内に脱帽正面で撮影した 6 × 4cm のもの。）
- (7) 外国で取得した臨床検査技師免許証の写し
- (8) 外国における資格試験の合格証書の写し又は合格証明書
- (9) 卒業した外国臨床検査技師学校養成所の卒業証書の写し又は卒業証明書
- (10) 卒業した外国臨床検査技師学校養成所の暦年学業成績書の写し又は暦年学業成績証明書
- (11) 卒業した外国臨床検査技師学校養成所の教科課程及び時間数を明らかにした書類
- (12) 卒業した外国臨床検査技師学校養成所の施設現況書（卒業当時のものとし、所定の様式によること。）
- (13) 外国で臨床検査技師免許を所得した者にあってはその根拠法令の関係条文の抜粋
- (14) 日本の病院等で研修している者の場合はその証明書
- (15) 卒業した外国臨床検査技師学校のパンフレット
- (16) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験 1 級認定書と成績書の写し

*作成上の注意

- 1. 提出書類の部数は 1 部である。
- 2. 添付書類のうち外国語で記載されているものは、すべて日本語訳を添付すること。
- 3. (7) ~ (12) については、提出書類と日本語訳両方を、公的な機関（当該国の大蔵館、領事館、外務省等）において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。
- 4. (7) ~ (10) 及び (16) の書類については、各原本を持参すること。（原本は照合後に返還する）
- 5. 認定申請は必ず申請者本人が行い、郵送、代理による申請は受理しない。

理学療法士／作業療法士国家試験受験資格認定

理学療法士及び作業療法士法（昭和 40 年法律第 137 号）第 11 条第 3 号及び第 12 条第 3 号に基づく理学療法士及び作業療法士国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。

1. 審査対象者

外国の理学療法士（作業療法士）学校養成施設を卒業し、又は外国において理学療法士（作業療法士）の免許に相当する免許を受けた者

2. 審査方法

審査対象者からの申請書類により、審査対象者が日本の理学療法士（作業療法士）学校を卒業した者と同等以上であるか否かについて、以下の認定基準に基づき審査を行う。

3. 認定基準

以下の（1）から（6）までの認定基準を満たした者に対し理学療法士（作業療法士）国家試験受験資格認定を行う。

（1）外国理学療法士（作業療法士）学校養成施設の修業年数

ア) 理学療法士（作業療法士）学校養成施設の入学資格

高等学校卒業以上（修業年限 12 年以上）

イ) 理学療法士（作業療法士）学校養成施設の修業年限

3 年以上（但し、外国理学療法士（作業療法士）学校養成施設入学の際に考慮された前学校の就業年数も含むことができる。）

（2）教育科目の履修時間

理学療法士については、授業時間の合計が 2,630 時間以上で、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則（昭和 41 年文部省・厚生省令第 3 号）等に規定する専門科目の単位数（又は時間数）を概ね満たすこと

作業療法士については、授業時間の合計が 2,660 時間以上で、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則等に規定する専門科目の単位数又は時間数を概ね満たすこと

（3）専門科目の成績

良好であること

（4）教育環境

養成訓練課程が、世界理学療法士連盟（又は作業療法士連盟）の定めた基準に適応していること

（5）理学療法士（作業療法士）学校卒業後、当該国の理学療法士（作業療法士）免許取得の有無

取得していなくともよい

（6）日本語能力

日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験 1 級の認定を受けていること

4. 必要書類

- 申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。
- (1) 理学療法士（作業療法士）国家試験受験資格認定願
 - (2) 理学療法士（作業療法士）国家試験受験資格認定申請理由書
 - (3) 履歴書（学歴については、日本の小学校に相当する学校から理学療法士（作業療法士）学校養成施設卒業まで、入学・卒業年次を各々の学校について西暦で記入すること。また、職歴についても出来るだけ詳細に記載すること。）
 - (4) 外国人登録原票記載事項証明書（日本国籍を有する者の場合は戸籍抄本又は戸籍謄本）
 - (5) 医師の診断書（日本の医師資格を有する者により、申請前1ヵ月以内に発行されたものに限る。）
 - (6) 写真（3枚；申請前6ヵ月以内に脱帽正面で撮影した6×4cmのもの。）
 - (7) 外国で取得した理学療法士（作業療法士）免許証の写し
 - (8) 外国における資格試験の合格証書の写し又は合格証明書
 - (9) 卒業した外国理学療法士（作業療法士）学校養成施設の卒業証書の写し又は卒業証明書
 - (10) 卒業した外国理学療法士（作業療法士）学校養成施設の暦年学業成績書の写し又は暦年学業成績証明書
 - (11) 卒業した外国理学療法士（作業療法士）学校養成施設の教科課程及び時間数を明らかにした書類
 - (12) 卒業した外国理学療法士（作業療法士）学校養成施設の施設現況書（卒業当時のものとし、所定の様式によること。）
 - (13) 外国で外国理学療法士（作業療法士）免許を所得した者にあってはその根拠法令の関係条文の抜粋
 - (14) 日本の病院等で研修している者の場合はその証明書
 - (15) 卒業した外国理学療法士（作業療法士）学校養成施設のパンフレット
 - (16) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験1級認定書と成績書の写し

*作成上の注意

- 1. 提出書類の部数は1部である。
- 2. 添付書類のうち外国語で記載されているものは、すべて日本語訳を添付すること。
- 3. (7)～(12)については、提出書類と日本語訳両方を、公的な機関（当該国の大天使館、領事館、外務省等）において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。
- 4. (7)～(10)及び(16)の書類については、各原本を持参すること。（原本は照合後に返還する）
- 5. 認定申請は必ず申請者本人が行い、郵送、代理による申請は受理しない。

視能訓練士国家試験受験資格認定

視能訓練士法（昭和 46 年法律第 64 号）第 14 条第 3 号に基づく視能訓練士国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。

1. 審査対象者

外国の視能訓練士学校養成所を卒業し、又は外国において視能訓練士に相当する免許を受けた者

2. 審査方法

審査対象者からの申請書類により、審査対象者が日本の視能訓練士学校養成所を卒業した者と同等以上であるか否かについて、以下の認定基準に基づき審査を行う。

3. 認定基準

下記の（1）から（6）までの認定基準を満たした者に対し視能訓練士国家試験受験資格認定を行う。

（1）外国視能訓練士学校養成所の修業年数

ア)外国視能訓練士学校養成所の入学資格

高等学校卒業以上（修業年限 12 年以上）

イ)外国視能訓練士学校養成所の修業年限

3 年以上（但し、外国視能訓練士学校養成所入学の際に考慮された前学校の就業年数も含むことができる。）

（2）教育科目の履修時間

授業時間の合計が 1,440 時間以上で、視能訓練士学校養成所指定規則（昭和 46 年文部省・厚生省令第 2 号）等に規定する専門科目の単位数又は時間数を概ね満たすこと

（3）専門科目の成績

良好であること

（4）教育環境

日本の視能訓練士学校養成所と同等以上と認められること

（5）外国視能訓練士学校養成所卒業後、当該国の視能訓練士免許取得の有無

取得していなくともよい

（6）日本語能力

日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験 1 級の認定を受けていること

4. 必要書類

申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。

（1）視能訓練士国家試験受験資格認定願

（2）視能訓練士国家試験受験資格認定申請理由書

（3）履歴書（学歴については、日本の小学校に相当する学校から視能訓練士学校卒業まで、入学・卒業年次を各々の学校について西暦で記入すること。また、職歴についても出来るだけ詳細に記載すること。）

- (4) 外国人登録原票記載事項証明書（日本国籍を有する者の場合は戸籍抄本又は戸籍謄本）
- (5) 医師の診断書（日本の医師資格を有する者により、申請前 1 カ月以内に発行されたものに限る。）
- (6) 写真（3枚；申請前 6 カ月以内に脱帽正面で撮影した 6 × 4cm のもの。）
- (7) 外国で取得した視能訓練士免許証の写し
- (8) 外国における資格試験の合格証書の写し又は合格証明書
- (9) 卒業した外国視能訓練士学校養成所の卒業証書の写し又は卒業証明書
- (10) 卒業した外国視能訓練士学校養成所の暦年学業成績書の写し又は暦年学業成績証明書
- (11) 卒業した外国視能訓練士学校養成所の教科課程及び時間数を明らかにした書類
- (12) 卒業した外国視能訓練士学校養成所の施設現況書（卒業当時のものとし、所定の様式によること。）
- (13) 外国で視能訓練士学校免許を所得した者にあってはその根拠法令の関係条文の抜粋
- (14) 日本の病院等で研修している者の場合はその証明書
- (15) 卒業した外国視能訓練士学校養成所のパンフレット
- (16) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験 1 級認定書と成績書の写し

*作成上の注意

- 1. 提出書類の部数は 1 部である。
- 2. 添付書類のうち外国語で記載されているものは、すべて日本語訳を添付すること。
- 3. (7)～(12) については、提出書類と日本語訳両方を、公的な機関（当該国の大天使館、領事館、外務省等）において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。
- 4. (7)～(10) 及び (16) の書類については、各原本を持参すること。（原本は照合後に返還する）
- 5. 認定申請は必ず申請者本人が行い、郵送、代理による申請は受理しない。

臨床工学技士国家試験受験資格認定

臨床工学技士法（昭和 62 年法律第 60 号）第 14 条第 5 号に基づく臨床工学技士国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。

1. 審査対象者

外国の臨床工学技士学校養成所を卒業し、又は外国において臨床工学技士に相当する免許を受けた者

2. 審査方法

審査対象者からの申請書類により、審査対象者が日本の臨床工学技士学校養成所を卒業した者と同等以上であるか否かについて、以下の認定基準に基づき審査を行う。

3. 認定基準

下記の（1）から（6）までの認定基準を満たした者に対し臨床工学技士国家試験受験資格認定を行う。

（1）外国臨床工学技士学校養成所の修業年数

ア)外国臨床工学技士学校養成所の入学資格

高等学校卒業以上（修業年限 12 年以上）

イ)外国臨床工学技士学校養成所の修業年限

3 年以上（但し、外国臨床工学技士学校養成所入学の際に考慮された前学校の就業年数も含むことができる。）

（2）専門科目の授業時間

授業時間の合計が 2,580 時間以上で、臨床工学技士学校養成所指定規則（昭和 63 年文部省・厚生省令第 2 号）等に規定する専門科目の単位数又は時間数を概ね満たすこと

（3）専門科目の成績

良好であること

（4）教育環境

日本の臨床工学技士学校養成所と同等以上と認められること

（5）外国臨床工学技士学校養成所卒業後、当該国の臨床工学技士免許取得の有無取得していなくともよい

（6）日本語能力

日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験 1 級の認定を受けていること

4. 必要書類

申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。

（1）臨床工学技士国家試験受験資格認定願

（2）臨床工学技士国家試験受験資格認定申請理由書

（3）履歴書（学歴については、日本の小学校に相当する学校から臨床工学技士学校卒業まで、入学・卒業年次を各々の学校について西暦で記入すること。また、職歴についても出来るだけ詳細に記載すること。）

- (4) 外国人登録原票記載事項証明書（日本国籍を有する者の場合は戸籍抄本又は戸籍謄本）
- (5) 医師の診断書（日本の医師資格を有する者により、申請前 1 カ月以内に発行されたものに限る。）
- (6) 写真（3枚；申請前 6 カ月以内に脱帽正面で撮影した 6 × 4cm のもの。）
- (7) 外国で取得した臨床工学校技士免許証の写し
- (8) 外国における資格試験の合格証書の写し又は合格証明書
- (9) 卒業した外国臨床工学校養成所の卒業証書の写し又は卒業証明書
- (10) 卒業した外国臨床工学校養成所の暦年学業成績書の写し又は暦年学業成績証明書
- (11) 卒業した外国臨床工学校養成所の教科課程及び時間数を明らかにした書類
- (12) 卒業した外国臨床工学校養成所の施設現況書（卒業当時のものとし、所定の様式によること。）
- (13) 外国で臨床工学校技士免許を所得した者にあってはその根拠法令の関係条文の抜粋
- (14) 日本の病院等で研修している者の場合はその証明書
- (15) 卒業した外国臨床工学校養成所のパンフレット
- (16) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験 1 級認定書と成績書の写し

*作成上の注意

- 1. 提出書類の部数は 1 部である。
- 2. 添付書類のうち外国語で記載されているものは、すべて日本語訳を添付すること。
- 3. (7)～(12) については、提出書類と日本語訳両方を、公的な機関（当該国の大蔵館、領事館、外務省等）において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。
- 4. (7)～(10) 及び (16) の書類については、各原本を持参すること。（原本は照合後に返還する）
- 5. 認定申請は必ず申請者本人が行い、郵送、代理による申請は受理しない。

義肢装具士国家試験受験資格認定

義肢装具士法（昭和 62 年法律第 61 号）第 14 条第 4 号に基づく義肢装具士国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。

1. 審査対象者

外国の義肢装具士学校養成所を卒業し、又は外国において義肢装具士に相当する免許を受けた者

2. 審査方法

審査対象者からの申請書類により、審査対象者が日本の義肢装具士学校養成所を卒業した者と同等以上であるか否かについて、以下の認定基準に基づき審査を行う。

3. 認定基準

下記の（1）から（6）までの認定基準を満たした者に対し義肢装具士国家試験受験資格認定を行う。

（1）外国義肢装具士学校養成所の修業年数

ア) 外国義肢装具士学校養成所の入学資格

高等学校卒業以上（修業年限 12 年以上）

イ) 外国義肢装具士学校養成所の修業年限

3 年以上（但し、外国義肢装具士学校養成所入学の際に考慮された前学校の就業年数も含むことができる。）

（2）専門科目の授業時間

授業時間の合計が 2,670 時間以上で、義肢装具士学校養成所指定規則（昭和 63 年文部省・厚生省令第 3 号）等に規定する専門科目の単位数又は時間数を概ね満たすこと

（3）専門科目の成績

良好であること

（4）教育環境

日本の義肢装具士学校養成所と同等以上と認められること

（5）外国義肢装具士学校養成所卒業後、当該国の義肢装具士免許取得の有無

取得していなくともよい

（6）日本語能力

日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験 1 級の認定を受けていること

4. 必要書類

申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。

（1）義肢装具士国家試験受験資格認定願

（2）義肢装具士国家試験受験資格認定申請理由書

（3）履歴書（学歴については、日本の小学校に相当する学校から義肢装具士学校卒業まで、入学・卒業年次を各々の学校について西暦で記入すること。また、職歴についても出来るだけ詳細に記載すること。）

- (4) 外国人登録原票記載事項証明書（日本国籍を有する者の場合は戸籍抄本又は戸籍謄本）
- (5) 医師の診断書（日本の医師資格を有する者により、申請前 1 カ月以内に発行されたものに限る。）
- (6) 写真（3枚；申請前 6 カ月以内に脱帽正面で撮影した 6 × 4cm のもの。）
- (7) 外国で取得した義肢装具士免許証の写し
- (8) 外国における資格試験の合格証書の写し又は合格証明書
- (9) 卒業した外国義肢装具士学校養成所の卒業証書の写し又は卒業証明書
- (10) 卒業した外国義肢装具士学校養成所の暦年学業成績書の写し又は暦年学業成績証明書
- (11) 卒業した外国義肢装具士学校養成所の教科課程及び時間数を明らかにした書類
- (12) 卒業した外国義肢装具士学校養成所の施設現況書（卒業当時のものとし、所定の様式によること。）
- (13) 外国で義肢装具士学校免許を所得した者にあってはその根拠法令の関係条文の抜粋
- (14) 日本の病院等で研修している者の場合はその証明書
- (15) 卒業した外国義肢装具士学校養成所のパンフレット
- (16) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験 1 級認定書と成績書の写し

*作成上の注意

- 1. 提出書類の部数は 1 部である。
- 2. 添付書類のうち外国語で記載されているものは、すべて日本語訳を添付すること。
- 3. (7) ~ (12) については、提出書類と日本語訳両方を、公的な機関（当該国の大使館、領事館、外務省等）において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。
- 4. (7) ~ (10) 及び (16) の書類については、各原本を持参すること。（原本は照合後に返還する）
- 5. 認定申請は必ず申請者本人が行い、郵送、代理による申請は受理しない。

救急救命士国家試験受験資格認定

救急救命士法（平成3年法律第36号）第34条第5号に基づく救急救命士国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。

1. 審査対象者

外国の救急救命士学校養成所を卒業し、又は外国において救急救命士に相当する免許を受けた者

2. 審査方法

審査対象者からの申請書類により、審査対象者が日本の救急救命士学校養成所を卒業した者と同等以上であるか否かについて、以下の項目を基に審査を行う。

3. 認定基準

下記の（1）から（6）までの認定基準を満たした者に対し救急救命士国家試験受験資格認定を行う。

（1）外国救急救命士学校養成所の修業年数

ア)外国救急救命士学校養成所の入学資格

高等学校卒業以上（修業年限12年以上）

イ)外国救急救命士学校養成所の修業年限

2年以上（但し、外国救急救命士学校養成所入学の際に考慮された前学校の就業年数も含むことができる。）

（2）専門科目の授業時間

救急救命士学校養成所指定規則（平成3年文部省・厚生省令第2号）等に規定する専門科目の単位数又は時間数を概ね満たすこと

（3）専門科目の成績

良好であること

（4）教育環境

日本の救急救命士学校養成所と同等以上と認められること

（5）外国救急救命士学校養成所卒業後、当該国の救急救命士免許取得の有無 取得していなくともよい

（6）日本語能力

日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験1級の認定を受けていること

4. 必要書類

申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。

（1）救急救命士国家試験受験資格認定願

（2）救急救命士国家試験受験資格認定申請理由書

（3）履歴書（学歴については、日本の小学校に相当する学校から救急救命士学校卒業まで、入学・卒業年次を各々の学校について西暦で記入すること。また、職歴についても出来るだけ詳細に記載すること。）

（4）外国人登録原票記載事項証明書（日本国籍を有する者の場合は戸籍抄本又は

戸籍謄本)

- (5) 医師の診断書（日本の医師資格を有する者により、申請前 1 カ月以内に発行されたものに限る。）
- (6) 写真（3枚；申請前 6 カ月以内に脱帽正面で撮影した 6 × 4cm のもの。）
- (7) 外国で取得した救急救命士免許証の写し
- (8) 外国における資格試験の合格証書の写し又は合格証明書
- (9) 卒業した外国救急救命士学校養成所の卒業証書の写し又は卒業証明書
- (10) 卒業した外国救急救命士学校養成所の暦年学業成績書の写し又は暦年学業成績証明書
- (11) 卒業した外国救急救命士学校養成所の教科課程及び時間数を明らかにした書類
- (12) 卒業した外国救急救命士学校養成所の施設現況書（卒業当時のものとし、所定の様式によること。）
- (13) 外国で救急救命士学校免許を所得した者にあってはその根拠法令の関係条文の抜粋
- (14) 日本の病院等で研修している者の場合はその証明書
- (15) 卒業した外国救急救命士学校養成所のパンフレット
- (16) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験 1 級認定書と成績書の写し

* 作成上の注意

- 1. 提出書類の部数は 1 部である。
- 2. 添付書類のうち外国語で記載されているものは、すべて日本語訳を添付すること。
- 3. (7) ~ (12) について、提出書類と日本語訳両方を、公的な機関（当該国の大蔵館、領事館、外務省等）において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。
- 4. (7) ~ (10) 及び (16) の書類については、各原本を持参すること。（原本は照合後に返還する）
- 5. 認定申請は必ず申請者本人が行い、郵送、代理による申請は受理しない。

言語聴覚士国家試験受験資格認定

言語聴覚士法（平成 9 年法律第 132 号）第 33 条第 6 号に基づく言語聴覚士国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。

1. 審査対象者

外国の言語聴覚士学校養成所を卒業し、又は外国において言語聴覚士に相当する免許を受けた者

2. 審査方法

審査対象者からの申請書類により、審査対象者が日本の言語聴覚士学校養成所を卒業した者と同等以上であるか否かについて、以下の項目を基に審査を行う。

3. 認定基準

下記の（1）から（6）までの認定基準を満たした者に対し言語聴覚士国家試験受験資格認定を行う。

（1）外国言語聴覚士学校養成所の修業年数

ア) 言語聴覚士学校養成所の入学資格

高等学校卒業以上（修業年限 12 年以上）

イ) 外国言語聴覚士学校養成所の修業年限

3 年以上（但し、外国言語聴覚士学校養成所入学の際に考慮された前学校の就業年数も含むことができる。）

（2）専門科目の授業時間

授業時間の合計が 2,475 時間以上で、言語聴覚士学校養成所指定規則（平成 10 年文部省・厚生省令第 2 号）等に規定する専門科目の単位数又は時間数を概ね満たすこと

（3）専門科目の成績

良好であること

（4）教育環境

日本の言語聴覚士学校養成所と同等以上と認められること

（5）外国言語聴覚士学校養成所卒業後、当該国の言語聴覚士免許取得の有無 取得していないともよい

（6）日本語能力

日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験 1 級の認定を受けていること

4. 提出書類

申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。

（1）言語聴覚士学校国家試験受験資格認定願

（2）言語聴覚士学校国家試験受験資格認定申請理由書

（3）履歴書（学歴については、日本の小学校に相当する学校から言語聴覚士学校卒業まで、入学・卒業年次を各々の学校について西暦で記入すること。また、職歴についても出来るだけ詳細に記載すること。）

- (4) 外国人登録原票記載事項証明書（日本国籍を有する者の場合は戸籍抄本又は戸籍謄本）
- (5) 医師の診断書（日本の医師資格を有する者により、申請前 1 カ月以内に発行されたものに限る。）
- (6) 写真（3 枚；申請前 6 カ月以内に脱帽正面で撮影した 6 × 4cm のもの。）
- (7) 外国で取得した言語聴覚士免許証の写し
- (8) 外国における資格試験の合格証書の写し又は合格証明書
- (9) 卒業した外国言語聴覚士学校養成所の卒業証書の写し又は卒業証明書
- (10) 卒業した外国言語聴覚士学校養成所の暦年学業成績書の写し又は暦年学業成績証明書
- (11) 卒業した外国言語聴覚士学校養成所の教科課程及び時間数を明らかにした書類
- (12) 卒業した外国言語聴覚士学校養成所の施設現況書（卒業当時のものとし、所定の様式によること。）
- (13) 外国で言語聴覚士学校免許を所得した者にあってはその根拠法令の関係条文の抜粋
- (14) 日本の病院等で研修している者の場合はその証明書
- (15) 卒業した外国言語聴覚士学校養成所のパンフレット
- (16) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験 1 級認定書と成績書の写し

* 作成上の注意

1. 提出書類の部数は 1 部である。
2. 添付書類のうち外国語で記載されているものは、すべて日本語訳を添付すること。
3. (7) ~ (12) については、提出書類と日本語訳両方を、公的な機関（当該国の大使館、領事館、外務省等）において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。
4. (7) ~ (10) 及び (16) の書類については、各原本を持参すること。（原本は照合後に返還する）
5. 認定申請は必ず申請者本人が行い、郵送、代理による申請は受理しない。